

令和6年度の公共工事等入札・契約制度改善

1 経営の安定化と地域力の強化

- **制限付き一般競争入札における入札参加想定業者数の見直し**
 - ・ 地域の実情に応じた設定ができるよう、過疎地域及び振興山村地域等における施工の場合かつ当該地域内に主たる営業所を有する者で入札を行う場合は、最低5者以上の参加想定業者数での資格設定を可能とする。
(交通基盤部及び経済産業部での試行を全庁に拡大)

- **契約手続の電子化**
 - ・ 契約金額1億円以上5億円未満の建設工事及び契約金額2千万円以上の建設関連業務委託において、電子契約、電子保証を導入する。
(令和6年3月26日以降に落札決定を行ったものから適用)

- **指名評価選定基準の見直し**
 - ・ 県からの出動要請に基づく災害応急工事(業務)の実績を、指名競争入札における業者選定の評価項目に追加する。
(令和6年度以降の出動実績が評価対象。令和7年度から指名業者の評価に活用)

- **入札参加資格確認申請書類の削減**
 - ・ 申請書の様式を整理統合し、受注者が作成しなければならない書類を削減する。確認書類についても一部削減する。
(様式第3～5号の廃止、県入札参加資格結果通知書削減)

- **工事入札参加資格における経営事項審査基準日の変更**
 - ・ 申請及び審査手続が円滑となるよう、定期申請時の経営事項審査基準日を見直す。
(前年10月1日～9月30日→前年6月1日～12月末のうち最新のもの)

- **公共工事における一斉休工の取組(ふじ丸デー)継続**
 - ・ 令和5年10月から毎週土曜日に拡充したふじ丸デーの取組について、令和6年度も継続し、建設産業における週休2日の定着を図る。

2 ダンピング対策

- **低入札調査を経て契約した工事等における粗雑工事等のペナルティ強化**
 - ・ 低入札価格調査を経て契約した工事(業務)において、粗雑工事(業務)が生じた際の入札参加資格停止期間を、通常の工事等より加重する。
(1か月～6か月→3か月～6か月)

令和6年度実施方針（建設工事） ※変更無し

- 制限付き一般競争入札
 - ・ 予定価格 1,000 万円以上原則実施
- 総合評価落札方式
 - ・ 予定価格 5,000 万円以上原則実施（緊急工事等の特別の理由がある場合を除く）
 - ・ 予定価格 5,000 万円未満は、技術的な工夫の余地のあるもの及び市場単価のみで積算する区画線工など、総合評価落札方式を適用する必要性のあるもので実施可能（この場合、予定価格が 250～1,000 万円であっても、**制限付き一般競争入札**で執行）

令和6年度実施方針（建設工事）

		制限付き一般競争入札	総合評価落札方式		
5,000 万円	原則実施		原則実施	5,000 万円	
			必要に応じて実施		
1,000 万円				250 万円	

令和6年度実施方針（建設関連業務委託） ※変更無し

- 制限付き一般競争入札
 - ・ 測量業務等工夫の余地の小さいものについて、予定価格 500 万円以上は原則実施
- 総合評価落札方式
 - ・ 建設コンサルタント、地質調査業務について、予定価格 1,000 万円以上は原則実施
 - ・ 測量業務について、技術的工夫の余地のある業務（航空レーザ測量及び空中写真測量）で、予定価格 1,000 万円以上は原則実施

令和6年度実施方針（建設関連業務委託）

		測量・用補	建設コンサルタント・地質調査		
1,000 万円	制限付一般競争 500 万円以上 原則実施	総合評価落札方式 1,000 万円以上 かつ 航空レーザ測量及び 空中写真測量 原則実施	総合評価落札方式 1,000 万円以上 原則実施	1,000 万円	
500 万円			指名競争	必要に応じて実施	
100 万円		指名競争			100 万円